

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部署の 名称及び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方 の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした会計法令 の根拠条文及び理 由(企圖競争又は 公募)	予定価格  (円)	契約金額  (円)	落札率  (%)	再就職の 役員の数  (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
1 大阪中央労働総合 庁舎屋内階段落下 防止ネット設置工事 大阪府中央区森ノ宮 中央1-15-10 R1.7.3~R1.8.31	支出負担行為 担当官大阪労働 局長 金谷 雅也 大阪府中央区 大手前4-1- 67	R1.7.3	(株)フレイム 大阪府阿倍 野区昭和町 2丁目1番5 号	41200010 70092	会計法第29条 の3第5項及び 予算決算及び 会計令第99条 2号	1,508,600	1,458,000	96.8%	-	-	-	-	
2 大阪中央労働総合 庁舎エレベーター既 存不適格解消工事 大阪府中央区森ノ宮 中央1-15-10 R1.7.22~R2.3.31	支出負担行為 担当官大阪労働 局長 金谷 雅也 大阪府中央区 大手前4-1- 67	R1.7.22	日本エレ ベーター製 造(株) 大 阪営業所 大阪府西区 土佐堀2- 4-9	80100010 32926	別紙1参照	39,050,000	26,950,000	69.0%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	大阪中央労働総合庁舎エレベーター既存不適格解消工事
随意契約によることとした理由	<p>大阪中央労働総合庁舎エレベーターの建築基準法施行令第129条の10第3項第1号及び第2号の既存不適格(平成22年4月以降、建築基準法第12条に基づく定期検査を行うエレベーターで、戸開走行保護装置等が設けられていないエレベーター)を解消するため、戸開走行保護装置(駆動装置及び制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合、又はかご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前に、かごが昇降した場合に、自動的にかごを制止する装置で、①2個の独立したブレーキ、②かごの移動を感知する装置、③通常の制御回路とは独立した制御回路の3要件をすべて満たし、国土交通大臣の認定を受けている装置)及び地震時管制運転装置を設置することとなった。</p> <p>戸開走行保護装置については、エレベーターの製造業者が自社エレベーター向けの仕様で国土交通大臣の認定を取得していることから、製造業者以外の設置は不可能である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	